

## 週休2日試行工事実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市建設局が発注する建設工事において、週休2日試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取り組みとして週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第3条 週休2日とは、対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週6休以上の休日を確保し、当該現場は完全閉所とすることをいう。

2 対象期間とは、工事着手日から工事完成届出日までをいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 夏季休暇期間（8月13日～15日）及び年末年始休暇期間（12月29日～1月3日）
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事の全部を一時中止している期間

3 4週6休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が21.4%（6日／28日）以上の状態をいう。

4 完全閉所とは、工事及び測量等の現場作業（保守点検等の現場管理上必要な作業を除く）や現場事務所での事務的作業など、一切の作業を行っていない状態をいう。

5 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日は休日を含むものとする。

### (対象工事)

第4条 対象工事は、建設局が発注する工事（建築工事及び設備工事並びにこれらに関連する工事を除く。）において、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

- (1) 竣工期限を設定して執行する工事
- (2) 災害復旧工事を含まる緊急性のある工事
- (3) その他休日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項を記載し、対象工事であることを明記するものとする。

### (試行方法)

第5条 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に週休2日試行工事の実施の意向について、

工事打合簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。

- 2 当該工事に取り組む受注者は、施工計画書の提出時に、第3条第1項に規定する休日を明示した休日取得計画表（別紙1）（以下「計画表」という。）を発注者に提出する。
- 3 受注者は、週休2日試行工事である旨を看板等で掲示する。（別図1参照）
- 4 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めない。

（実施報告）

第6条 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、毎月月末に発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）を併せて発注者に提示しなければならない。

（休日の特例）

第7条 受注者が、第5条第2項に規定する休日と定めた日において、次に掲げる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合に作業を行ったときは、休日として取り扱うものとする。

- (1) 発注者が、作業又は現場パトロール等を要請した場合
- (2) 現場内にて災害又は第三者による事故等が発生し、早急に対応する必要がある場合
- (3) 周辺住民等からの要望等に対し、早急に対応する必要がある場合

（工事費の積算）

第8条 発注者は、最終変更契約時に、第3条に規定する条件を満たす場合は、全対象期間の現場閉所率に応じて、次のとおりそれぞれの経費に補正係数を乗じた補正を行うものとする。

〔一般土木事業〕

- (1) 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合）

【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04

【共通仮設費】 1.04 【現場管理費】 1.05

- (2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合）

【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03

【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.04

- (3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合）

【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01

【共通仮設費】 1.01 【現場管理費】 1.02

〔港湾・漁港事業〕

- (1) 4週8休以上（現場閉所率が28.5%以上の場合）

【労務費】 1.05

- ・ただし、高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員は対象外とする。
- ・橋梁に関する工事は、[一般土木事業]を適用する。

(留意事項)

第9条 週休2日試行工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等、下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年8月1日から施行し、改正後の週休2日試行工事実施要領の規定は、単価適用日が令和元年7月15日以降の工事から適用する。

## ●参考資料

(要領における注釈)

※要領中、第4条第1号の「竣工期限」とは、工期内で供用開始期日が指定されることをいう。

例) 工期は3月31日であるが、3月10日に完成式典を実施し、道路供用を開始することが求められている場合

※要領中、第4条の「関連する工事」とは、港湾、設備及び建築工事に関連して発注される土木工事等のことをいう。

※要領中、第7条の「現場パトロール等」とは、現場パトロール及び現場見学会の開催等のことをいう。

※本要領において「単価契約工事」の取り扱いについては、第4条第1号の「竣工期限を設定」、又は第2号の「緊急性のある工事」に該当し、「降灰除去工事」については、第4条第2号の「緊急性のある工事」に該当する。